

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 9 日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿
各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者 } 殿
 { 水道用水供給事業者 }
（各地方整備局等水道担当経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

「社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応について（ガイダンス）」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

昨今、国内外において、サイバー攻撃やシステム障害等による電力、通信、交通等の主要インフラ障害事案が発生しており、こうした主要インフラ障害が大規模かつ複合的に発生した場合には、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与える可能性があります。

今般、「社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省連絡会議」におきまして、別添資料のとおり、地方公共団体等における参照資料として、「社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応について（ガイダンス）」が決定・公表されましたので送付します。

国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者におきましては、自然災害等への対応と併せて、国や地方公共団体（市長部局、防災部局等）等の関係者との連携等、大規模インフラ障害への対応について別添資料を参考に平時から準備を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におきましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

【別添資料】

- ・社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応について（ガイダンス）

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

担当：池本・小林・小泉

TEL：03-5253-8111

E-mail：hqt-suidoucyber@ki.mlit.go.jp